

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化して社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度新郷村一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、次のとおり社会保障施策に要する経費へ充当することになります。

《歳入》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	17,000 千円
《歳出》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	355,498 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:千円)

事業名		平成28年度 予算額 (経費)	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交 付金(社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	79,920	56,874		700	1,598	20,748
	高齢者福祉事業	11,926	516		402	782	10,226
	児童福祉事業	104,049	57,382	1,000	3	3,264	42,400
	小 計	195,895	114,772	1,000	1,105	5,644	73,374
社会保険	介護保険事業(繰出金)	94,102				6,732	87,370
	国民健康保険事業(繰出金)	51,292				3,672	47,620
	小 計	145,394				10,404	134,990
保健衛生	疾病予防対策事業	4,983			227	340	4,416
	高齢者医療事業	9,226	570		220	612	7,824
	小 計	14,209	570		447	952	12,240
合 計		355,498	115,342	1,000	1,552	17,000	220,604